

令和6年八千代市農業委員会

第4回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和6年八千代市農業委員会第4回総会議事日程

開催日時	令和6年4月5日（金）午後1時30分～午後3時20分
開催場所	八千代市役所 旧館4階 第1委員会室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第5号，報告第1号～第3号）
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地法第3条の件
議案第2号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第3号	八千代市農業委員会最適化活動の目標の設定の件
議案第4号	八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
議案第5号	八千代市地域計画策定に伴う意見聴取について
報告第1号	会長決裁事項の報告 軽微な農地改良の届出書の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員（13名）

1 立石 猛	2 佐藤 孝之	3 鈴木 美登
4 加茂 太郎	6 立石 巖	7 鈴木 正範
8 吉橋 清一	9 今井 茂	10 周郷 崇
11 黒澤 京子	12 花島 淳	13 黒崎 玲子
14 稲垣 哲也		

（欠席委員：5 間野 恵一）

## ◆出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 仲村 秀一	2 戸田 真一	3 將司 実
4 志田 啓佑	5 塩谷 正人	7 太田 雅章
8 角山 克志	9 三栗谷 友理	10 齋藤 孝一
11 市川 善美	12 長岡 みづ枝	13 小林 正樹

(欠席委員：6 古 池 正 二)

◆事務局 (4名)

局 長 安原 信尚           次 長 小林 直樹           主 査 岩井 孝則  
主 事 柳田 惇

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名 (定員3名)

## ◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	皆さん、こんにちは。 ただ今出席されております，農業委員は14名中13名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和6年八千代市農業委員会第4回総会は成立いたしました。 推進委員は13名中12名が出席しております。
議長	ただ今から開会します。 日程第1，議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。  【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め，指名します。 6番 立石巖委員，7番 鈴木正範委員，両委員にお願いします。
議長	日程第2，議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第3号をもって，本日の議題とします。 この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承願います。
議長	日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第1号より逐次行います。
議長	議案第1号 農地法第3条の件，事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（1号1番）
局長	本件は，3月26日，地区担当の今井委員，三栗谷推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。 場所は，案内図1ページをご覧ください。旧八千代市少年自然の家の南東約600mに位置しています。 申請内容は，土地の売買取得です。 譲受人の申請理由は，農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準について，全部効率利用要件は，遊休農地はあ

	<p>りません。一部、貸付地がありますが、こちらは適切に営農されているため問題ありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が360日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>9番 今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>9番 今井です。</p> <p>去る3月26日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は田として、適切に管理されていました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、市外の方ですが隣接地で耕作しており、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

	<p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号の1番については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農用地利用集積計画審議の件，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番）</p>
局長	<p>右上に，参考案内図1-1と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は，島田台協同館の西約400mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の新規設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は，年間4，500円です。</p> <p>利用集積計画要件について，全部効率利用要件は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>常時従事要件は，従事日数が240日ですので，150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（2番）</p>
局長	<p>参考案内図1-2をご覧ください。</p> <p>場所は，神尾橋の北西約800mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の新規設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は，10a当たり米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件について，</p> <p>全部効率利用要件は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>常時従事要件は，従事日数は300日ですので，150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（3番）</p>
局長	<p>引き続き，参考案内図1-2をご覧ください。</p> <p>場所は，神尾橋の北西約600mに位置しています。</p>

	<p>借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、10a当たり米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は330日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読（4番）
局長	<p>引き続き、参考案内図1-2をご覧ください。</p> <p>場所は、神尾橋の北西約300mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、10a当たり米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>12番 花島です。</p> <p>議案2号の1番について、新規設定ということですが、どのようないきさつで借りることができたのでしょうか。</p>
事務局	<p>借受人には、以前にも農地をあっせんしたことがあります。現在、耕作中の農地と、今回の申請地が近くにあり、耕作されていない様子なのでお借りしたいとの相談があり、地権者に事務局から交渉して、借りることができたという経緯になります。</p>
花島委員	<p>前回、借受人が申請した際は、東京都の住所だった記憶があるのですが。</p>
事務局	<p>前回の申請も今回と同じ住所です。</p>

花島委員	この借受人は、あまり耕作していなかったのではないですか。
事務局	有機栽培ということで、始めは苦戦していましたが、なんとか軌道に乗ったようで、現在も耕作しています。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第2号の1番から4番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。  【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	議案第3号 八千代市農業委員会最適化活動の目標の設定の件、事務局より概要の説明を願います。
局長	議案書は、4ページとなります。 本件は、農業委員会等に関する法律第37条及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されており、前年度の活動に対する自らの点検・評価と、今年度の目



<p>事務局</p>	<p>標とその達成に向けた活動計画を取りまとめて、市のホームページ等にて公表することとなっています。</p> <p>国より目標の設定については、4月末までに策定することが求められているため、今総会において、令和6年度最適化活動の目標の設定を行いたいとするものです。なお、令和5年度の活動の点検・評価については、本日皆さんから提出していただいた活動記録簿等を基に次回の総会で審議する予定です。</p> <p>具体的な内容については、担当から説明します。 私からは以上です。</p> <p>右上に別紙1と書かれた資料をご覧ください。 ご用意いただけましたでしょうか。</p> <p>令和4年度より、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地利用の最適化推進について、より積極的な実施が求められるようになりました。農業委員の業務と推進委員の業務の差別化のため、現場活動を主とする推進委員の活動内容について、目標を設定するようというものです。</p> <p>このことから、年度の始めに1年間の活動目標を定め、年度末に実績を集計し、活動に対する評価を行っております。</p> <p>それでは、内容の説明に移ります。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>I「農業委員会の状況」について、1の「農業委員会の現在の体制」は、記載のとおりとなります。現任の委員さんは、令和8年7月までの任期となっています。</p> <p>2の「農家・農地等の概要」については、2020年の農林業センサス等を基に数値を入れております。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>II「最適化活動の目標」</p> <p>まず、(1)農地の集積ですが、①の現状及び課題について、管内の農地面積(A)は824haです。これまでの集積面積(B)は313ha、集積率は37.99%となっております。</p> <p>その下、②目標、令和6年度は、集積面積(D)323haで、うち新規集積面積を10haとしております。これは、農地等の利用の最適化に関する指針の集積目標を基に、近年の目標も参考にして設定しております。</p> <p>次に(2)遊休農地の解消です。</p> <p>①の現状及び課題ですが、八千代市では、1号遊休農地の緑区分については、2号遊休農地との判別が難しいという理由で、ゼロとしております。</p>
------------	--

	<p>1号遊休農地の黄区分は73.32haあります。</p> <p>1号遊休農地については、基盤整備事業等によって圃場の生産性を向上させる必要があります。農業委員会として、地域計画の策定を通して、再基盤整備事業等の事業実施を推進することを目標とします。具体的には、委員から地元への働きかけを行い、地域計画や、再基盤整備事業への機運を高めることです。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>(3)「新規参入の促進」</p> <p>①の現状及び課題ですが、直近3年間の新規参入者は記載のとおりとなります。</p> <p>年によってばらつきはありますが、八千代市への就農の相談件数は、近年増加傾向にあります。</p> <p>その下②目標ですが、直近3年間の権利移動面積が平均23haになります。これは農地法第3条、利用権設定による、所有権移転、貸借権設定の面積となります。この面積の1割を目標として設定し、新規就農者に貸し付ける目標面積は2.3haとなります。</p> <p>2 「最適化活動の活動目標」</p> <p>最適化活動の活動日数の目標については、昨年度と同様に月6日と設定したいと思います。令和5年度の最適化活動については、2月分までの集計が完了しており、月平均5.7日の活動となっております。積極的に活動いただいているので、月6日の目標を達成できるようによろしくお願いいたします。</p> <p>(2)活動強化月間については、12月～2月の台帳調査の際に、今後の農地利用について聞き取りを行い、意向把握に努めることとします。</p> <p>(3)新規参入相談会については、昨年度と同様に10月頃に推進委員が直接、就農希望者の話を聞く形で開催します。</p> <p>以上で詳細説明を終わります。</p> <p>議長 質疑を行います。 質疑ありませんか。 6番 立石巖委員どうぞ。</p> <p>立石巖委員 6番 立石です。 (3)新規参入の促進についてですが、令和4年度の新規参入者数が7経営体と多いのですが、個人、法人の内訳は分かれますか。</p> <p>事務局 7経営体の中には、法人による参入も2経営体含まれています。</p>
--	---

立石巖委員	個人の経営体は5件ということですね。
事務局	はい。
議長	他に質疑ありませんか。 1 2 番 花島委員どうぞ。
花島委員	1 2 番 花島です。 今の質問に関連していますが、営農型太陽光発電の法人は新規参入に含まれていますか。
事務局	含まれておりません。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号について、原案のとおり策定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第3号については、原案のとおり策定することに決定しました。
議長	ここで、議案第4号の審議にあたり、経済環境部農政課の担当職員は、入室願います。

<p>議長</p>	<p>【農政課職員入室】</p> <p>議事を進めます。</p> <p>議案第4号 八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について、農政課より説明願います。</p>
<p>農政課職員</p>	<p>議案第4号「八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」説明させていただきます。</p> <p>なお、本件議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項により「農業振興地域整備計画を変更する際は農業委員会に意見を聴くものとする」とされていることに基づき、意見聴取を行うものであります。</p> <p>また、本件意見聴取の趣旨につきましては、「農業委員会は、農地の流動化や利用関係の調整、集団化等の推進上重要な役割を担っており、これらの事務が適切に行われるよう意見を聴くもの」と農林水産省が示しておりますので、当該趣旨をご理解の上、この観点からご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>初めに、本日の説明資料について確認をさせていただきます。</p> <p>資料は、議案第4号「八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」に別紙2として添付させていただいております「八千代市農業振興地域整備計画（全体見直し）の変更案及び関係資料」と表紙に記載された資料となります。資料は配布されておりますでしょうか。</p> <p>それでは、次に当該資料のページ数を確認させていただきます。当該資料は、表紙及び1ページから7ページまでの全8枚となっております。ページが抜けていないか確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます。</p> <p>なお、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様方におかれましては昨年度の改選後、農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取を初めてお目にする方もおられるかと存じますので、まず、農業振興地域制度の概要についての説明からさせていただきます。</p> <p>別紙2を1枚めくっていただき、1ページと記載された横向きのカラー刷りのページをご覧ください。</p> <p>農業振興地域制度とは、「農業振興地域の整備に関する法律」通称「農振法」に基づき、農業の振興を図るべき地域を定め、土地の有効利用と農業の近代化のための措置を計画的に推進し、農業の健全な発展を図ることを目的とした制度であります。具体的なイメージは同ページのポンチ絵をご</p>

覧ください。

まず、市町村内の土地は、都市計画法に基づき、薄緑色の市街化調整区域と黄色の市街化区域の2つに分かれます。この市街化調整区域と市街化区域の違いにつきましては皆様ご承知のことと存じますが、都市計画法においては、市街化調整区域とは「市街化を抑制すべき区域」と、市街化区域とは「既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と、それぞれ位置付けられております。

そして、市街化調整区域は、原則として農業振興を図る地域である「農業振興地域」として県が指定しております。ポンチ絵では薄緑色の枠内の緑色の枠の部分になります。

さらに、その「農業振興地域」の中で青色の枠内に囲ってありますように、集団的に存在する農地や土地改良受益地等の農業上の利用を確保すべき土地として原則転用不可の土地として市町村が「農業振興地域整備計画」において指定する土地がいわゆる「農用地区域」通称「農振青地」と呼ばれる土地となります。他方、農振青地でない土地は「農振白地」と通称されております。

このように農振青地である土地を農振白地にする、又は農振白地の土地を農振青地にする場合は、農業振興地域整備計画を変更する必要があります、その場合には農業委員会の意見を聴取する必要があります。法律上はそのような建付けとなっております。

また、農地転用を前提として事業計画者等からの申出に基づき農振青地を農振白地に変更するための農業振興地域整備計画の変更を「随時変更」と、農振法に基づき市町村自らが基礎調査を行い、農業振興地域整備計画を全体的に変更することを「全体見直し」と呼称しております。

従来、農業委員会総会に議案としてお諮りさせていただいておりますのは農地転用を前提とした前者の「随時変更」でございますが、今回議案としてお諮りさせていただいておりますのは、後者の「全体見直し」であり、前回の全体見直しを実施しました平成20年度以来の約16年ぶりの全体見直しとなっております。

それでは、続きまして2ページをご覧ください。当該全体見直しの進捗及び見直しについて説明いたします。

今回の全体見直しにつきましては、令和4年度から令和6年度までの3カ年を事業期間として事務を行っております。

令和4年度におきましては黄色のマーカ一部分のとおり農振法12条の2第1項に基づく基礎調査を実施いたしました。当該基礎調査におきましては、特に本市の農業振興地域整備計画が制定当初より、紙の台帳及び紙

の図面に書き足し・消し込みを行って管理し続けており、電子化がなされていないことが長年の課題となっておりましたので、電子化に向けた登記情報等との突合作業、データベース化等に重きを置いて行いました。

次に青マーカー部分をご覧ください。只今申し上げました基礎調査の結果に基づき、令和5年度におきましては農業振興地域整備計画の変更原案を作成し、変更同意権者であります千葉県との下下協議を行い、令和6年2月22日に下下協議を了しました。

次に青ラインの下に記載しております、令和6年度実施予定の部分をご覧ください。本日お諮りしておりますとおり、農振法に基づき農業委員会、八千代市農業協同組合及び八千代市土地改良事業推進協議会に意見照会を行うこととなっておりますので、これを4月現在行っております。

当該意見照会の後は、5月に県へ下協議書の提出を予定しており、これに対する県からの同意は6～7月に行われる見込みであります。その後事前協議書を県に提出し、遺漏がない場合は9～10月頃に県知事の同意が得られる見込みとなっております。

その後10～11月頃に変更案の公告縦覧を行い、異議申出がない場合は、11月から遅くとも7年3月までの間に県知事の最終同意が得られ、今年度中に農業振興地域整備計画の全体見直しが完了する見通しとなっております。

続きまして3ページをご覧ください。

今回の全体見直しにおける農用地区域の見直し案をどのような基準で作成したのかについて説明いたします。

令和2年1月1日現在の登記情報及び航空写真並びに現地調査で得た情報を元に1から3までに列記しております基準に従って行いました。

1の農用地区域とすべき土地であります。農振法10条3項の規定に基づき、(1)土地改良事業実施区域である土地、(2)10ha以上の集団性がある土地、(3)10ha未満の集団性だが、現に営農を行っている等、産地の形成上確保が必要な土地については、農用地区域に原則指定するものとしております。

また、2の農用地区域から除外すべき土地ありますが、こちらも農振法10条等の規定に基づき、(1)既に道路等の公共・公益事業の用に供されている土地、(2)1の(3)産地形成上必要な土地に該当せず、小規模点在化しており今後も営農が見込まれず、かつ、除外することによって周辺への悪影響が見込まれない土地、(3)1の(1)土地改良受益地に該当せず、相当期間山林原野化等しており、今後も営農が見込まれず、かつ、除外することによって周辺への悪影響が見込まれない土地については、農用地区域から除外する案といたしました。

最後に3のその他所要の見直しであります。 (1) の計画策定時に宅地であったことが判明した土地等の誤謬に係る土地の除外・修正を行い、また (2) の面積修正として、農用地区域の面積の算定方法を登記情報からの積上げに変更したことに伴う修正をしております。

ページが飛びますが7ページのA3の図面をご覧ください。ただいま申し上げました3ページの全体見直しの基準に基づき作成した除外編入案を図面に落とし込んだものとなっております。

黄色部分が農用地区域、赤部分が今回除外する土地、青部分が今回編入する土地となっております。

赤色の除外する土地のうち、河川沿いの部分につきましては既に河川用地となっていたものの計画に地番が残置されていた土地を、市道・県道・国道沿いの線状の部分につきましては既に道路用地となっている土地を、それぞれ除外しようとするものでございます。また青色の部分が村上及び麦丸の田にそれぞれございますが、これらは市制施行前の昭和20年代に基盤整備事業が実施されていたものの農用地区域への編入がなされていなかった土地について、県の指導に基づき今回編入しようとするものであります。

これら以外の赤部分につきましては3ページの2の(3)でご説明させていただきました。相当期間山林原野化等しており今後も営農が見込まれず、かつ除外することによって周辺への悪影響が見込まれないため除外する土地が大部分を占めております。

続きまして、7ページに図示いたしました変更案における面積の内訳について説明させていただきます。6ページをご覧ください。

全体見直しにおいて増加する農用地の面積は(1)に記載してありますとおり、先程申し上げました市制施行前に行った基盤整備受益地の編入等により2.3haの増となっております。

他方、全体見直しにおいて減少する農用地の面積は(2)に記載してありますとおり、3の市道等の公共公益事業用地として8.9ha、4の点在小規模農用地として0.2ha、5の山林原野化等による耕作不適地として22.3ha、6の誤謬修正として0.9ha、7の面積修正として63.9haの合計95.7haの減となっており、5ページの表の右下の合計の欄に記載してありますとおり差し引き93.5haの減となっております。

4ページをお開きください。

表の下から3行目の「4 変更前の(2) 農用地区域の地目別面積」及び一番下の行の「5 変更後の(2) 農用地区域の地目別面積」の項のそれぞれ右から2列目の合計の欄をご覧ください。

	<p>先程申し上げました93.5haの減を反映させますと、変更前は1,011.3haであった農用地区域が、変更後は917.8haとなります。</p> <p>以上が、今回予定しております農業振興地域整備計画の全体見直しの変更案の概要となります。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>2番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>2番 佐藤です。</p> <p>国道16号を整備した際に農地が分断されて、細かい面積で残っているようですが、それらは今回の除外の対象ですか。</p>
農政課職員	<p>分断され、耕作が困難となった農地につきましては、小規模点在という理由で、平成20年度の全体見直しで除外済みという認識であるため、今回の見直しでは対象となっております。</p>
佐藤委員	<p>毎年の利用状況調査で、農業機械も入れないような細かい農地を目にします。そのような農地も把握するべきだと思います。</p>
農政課職員	<p>5年ごとに見直すことになっておりますので、農業委員会とも情報共有を図りつつ、対応させていただければと思います。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>1番 立石猛委員どうぞ。</p>
立石猛委員	<p>1番 立石です。</p> <p>今回減少する面積には、営農している土地が含まれている訳ではないですよ。</p>
農政課職員	<p>90ha以上減少しますが、実際の内訳としては面積修正が60ha、既に道路用地になっているのが9ha、耕作不適地が22haとなります。耕作不適地につきましても、概ね20年以上、山林原野化している土地を対象にしておりますので、現在営農している土地は変わらないということになります。</p>



議長	他に質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。
花島委員	12番 花島です。 今回の全体見直しとは趣旨が異なるのですが、農業委員会総会に農業振興地域の随時変更が諮られますよね。その随時変更のプロセスに対して意見があるのですが、意見を述べる機会は設けていただけののでしょうか。
農政課職員	それは総会の場ということですか。それとも個別ということでしょうか。
花島委員	個別であれば、いつでも相談に行けるのですが、総会の場ではなく、違う機会を設けていただきたいです。
農政課職員	農地転用を前提とした見直しの時、案件ごとに農業委員会に意見を聴取していますが、その案件の考え方について意見を述べたいということですか。
花島委員	はい。
農政課職員	農業委員会事務局と協議させていただいて、検討させていただければと思います。
花島委員	分かりました。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 農政課は退室してください。  【農政課職員退室】
議長	議事を進めます。 議案第4号について、八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴い、農業委員会として意見はありますか。

議長	<p>【「意見なし」の声あり】</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号について、意見なしとして市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号については、意見なしとして市長へ回答することに決定しました。</p>
議長	<p>ここで、議案第5号の審議にあたり、経済環境部農政課の担当職員は、入室願います。</p>
議長	<p>【農政課職員入室】</p> <p>議事を進めます。</p> <p>議案第5号 八千代市地域計画策定に伴う意見聴取について、農政課より説明願います。</p>
農政課職員	<p>それでは、地域計画の説明を始めたいと思います。お手元に資料はありますでしょうか。</p> <p>下高野地区の地域計画について、まず1ページをご覧ください。事前準備として、11月15日に下高野区長宅に地区担当委員、農業委員会事務局職員、農政課職員で訪問し、地域計画の説明を行いました。</p> <p>参集範囲や打合せ場所の相談をし、地元の人が来やすい下高野公会堂で会議を開くこととしました。また、参集範囲については、台帳調査を行う下高野地区の農家世帯としました。</p> <p>11月17日、区長に地区の状況や耕作者の状況を聞いて、地図に記載しました。また、話合いの進め方として、日中は農作業があるため、開始時間は夕方が良いこと、1回あたりの時間は長くても2時間程度とし、3回程度の話合いで計画を策定する方向性を決めました。</p> <p>2ページをご覧ください。12月15日に一回目の協議の場を開催しました。当初どれくらい集まっていたか心配しておりましたが、19名に参加していただくことができました。</p>

3ページをご覧ください。一回目の協議の場では、地域計画の説明や、耕作者の状況把握を行いました。

4ページが配布した資料です。策定スケジュールについて説明し、下高野地区の状況として、集落外の耕作者が少ないことを説明しました。

5ページをご覧ください。耕作者の状況把握は3班に分かれて、グループワーク形式で実施しました。班ごとに農政課や農業委員会事務局の職員を配置し、自分が耕作しているところや、隣を誰が耕作しているかを話しながら、白地図に耕作者毎に色塗りを行いました。

6ページをご覧ください。今後の営農意向や地区の課題、将来どのような地区にしたいかについて、会議の場で発言しづらいと考え、アンケートを取ることにしました。会議の最後に配布し、その場で記入しても、持ち帰り、郵送での提出も可能としました。また、会議に参加できなかった世帯には郵送しました。

7ページからが、アンケートを集計したものです。営農意向について、継続したいが最も多く、5年程度継続したい、離農や経営移譲したい方が合わせて7名いました。また、2名拡大したい方がいました。

8ページが地区の課題や将来についての結果です。問題点としては「高齢化」が一番多く、次いで「後継者がいない」「遊休農地が多い」の順でした。また、将来については、耕作放棄地を無くしたいが13人で最も多く、これ以上遊休農地を増やしたくないという地元の意思が感じられました。基盤整備事業の推進を希望される方は2名しかおりませんでした。

9ページがアンケートから離農や規模縮小と回答された方の農地を地図に落としたものになります。特に、田については誰かに耕作してほしい意向が強くありました。

10ページは規模拡大したい方へ個別に聞き取りを行った内容です。大型の機械で効率的に作業する必要があることから、5反区画を希望したいや、田を畑として利用したいとの話がありました。

11ページをご覧ください。2月28日に2回目の協議の場を開催しました。拡大希望の農家2名から、どのような農地を希望したいのか、どのような作物を育てるか等、簡単に説明してもらいました。また、アンケート結果を基に、計画書の案を作成し、その内容を説明しました。

2回目も3班に分かれ、グループワークを行いました。計画案の内容や、拡大志向の方に田を貸す際、どのようなことを守ってほしいかや、懸念されることなどを話し合いました。班ごとに意見をまとめ、模造紙に書き、最後に発表を行いました。少人数のグループとしたことで、ざっくばらんな話ができ、様々な意見を聴くことができました。

14ページが班ごとに出た主な意見をまとめたものです。

	<p>15ページをご覧ください。3月22日に3回目の協議の場を開催しました。前回話合いで出た意見を計画案に反映させ、計画案について承認をいただきました。</p> <p>計画の更新について、1年に1度見直すものとされていることから、どの時期に見直しを行うか協議しました。地区担当委員より台帳調査に合わせ1月頃が良いのではないかと提案があり、1月頃に見なおすこととなりました。</p> <p>また、その他として、下高野地区で米粉用米を生産してはどうかとの意見がありました。</p> <p>18ページが11月から3月までのスケジュールです。</p> <p>所感といたしまして、農政課が会議の案内通知を送付するだけでは、ここまで人数が集まらなかったと思います。地区担当委員に、台帳調査の際、会議への参加を呼びかけていただけたので、毎回20名程度の参加があったと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>12番 花島です。</p> <p>普段から、下高野地区でどのような寄合が開催されているか把握していますか。</p>
事務局	<p>区長と事前に打ち合わせをした際、コロナ禍の影響もあり、近頃は集まりを開いていないと伺っております。</p>
花島委員	<p>近年ではなく、さらに前のことは知っていますか。</p>
事務局	<p>把握しておりません。</p>
花島委員	<p>地域には辻切りの風習など、様々な行事があります。沢山の行事が残っている地域は人を集めやすいと思います。下高野地区はそういった行事が多くあります。また、高野川の改修工事も予定されていて、その件で集まりが開催されています。他の地区で話し合いをしていく際には、そういった地域の行事を把握していないと、人を集めるのは厳しいと思います。</p>

議長	他に質疑ありませんか。 6番 立石巖委員どうぞ。
立石巖委員	6番 立石です。 何回か協議の場がある中で、集まる人数が偏っていたと思います。来られたのは特定の耕作者だけだったのか、地権者も含め、まんべんなく来ていたのか分かりますか。
農政課職員	3回とも同じ方が来た場合もありますし、1回目だけ参加した方もいました。
立石巖委員	全く参加しない人もいましたか。
農政課職員	事前に、参加できないという連絡をいただいた方もいました。
議長	他に質疑ありませんか。 2番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	2番 佐藤です。 離農予定等地図というところを見ると、色が付いていない部分があるのですが、これは地元の人が耕作していないということですか。
事務局	色が付いていない部分は、現状維持の意向を示しているか、意向が把握できていない農地になります。下高野地区は農地のほとんどを集落内の方が耕作しているため、色が付いていない農地の多くが、現状維持の意向を示した農地です。
佐藤委員	この地図だと田がメインになっていますが、畑についても色分けをしたのですか。
事務局	畑についても色分けは行っております。ただ、集落外の耕作者がほとんどいないため、概ね農地台帳どおりの耕作者となっています。
議長	他に質疑ありませんか。 3番 將司推進委員どうぞ。
將司推進委員	3番 將司です。

	<p>地図を用いて話し合いをしたとのことですが、遊休農地の情報は出したのでしょうか。</p>
事務局	<p>1回目の話し合いで遊休農地の情報が入った地図を使用しました。</p>
將司推進委員	<p>具体的に、どうやって遊休農地を減らすかというところまで話は進みましたか。</p>
事務局	<p>そこまでは進みませんでした。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 4番 志田推進委員どうぞ。</p>
志田推進委員	<p>4番 志田です。 親子で営農している場合、どちらの意向が反映されていますか。</p>
事務局	<p>実際に話し合いに来た方の意向を反映しています。</p>
志田推進委員	<p>例えば、お父さんは現状維持を希望していて、子供は規模縮小を希望している場合もあると思いますが、どちらかの意向しか反映されていないことになりますか。</p>
事務局	<p>そうなります。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>12番 花島です。 下高野地区では、自前で農業機械を持っている方は少ないと思います。借りている農家の農業機械が壊れたら、耕作を辞めるという方も多くいるのではないですか。</p>
農政課職員	<p>話し合いの中でも、農業機械が壊れたら耕作できないという声を多くいただきました。状況が変化することもあると思うので、年1回の更新の中で精度を高めていければと考えています。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>それでは、続いて地域計画案について、農政課より説明願います。</p>
<p>農政課職員</p>	<p>それでは、地域計画書の策定に伴う意見聴取についてご説明させていただきます。</p> <p>なお、本件議案は農業経営基盤強化促進法第19条の6項で「市町村は地域計画を定め、またはこれを変更するときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない」とされていることに基づき、意見聴取を行うものがあります。</p> <p>それでは説明を始めたいと思います。お手元に資料はありますでしょうか。</p> <p>地域名は下高野、区域は下高野のすべての範囲となります。地域計画の区域の状況は（１）の表のとおりです。説明は割愛します。</p> <p>次に（２）地域農業の現状及び課題、読み上げます。</p> <p>本地区の歴史は古く、江戸時代より続く集落である。高野川沿いには田が広がっている。区域外からの耕作者が少なく、長年集落内の人たちによって農地を維持してきた地区である。人口減少や、高齢化が進み、後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念される。となっております。</p> <p>（３）１ 地域における農業の将来の在り方として、田については、主食用米の他、麦や大豆、飼料作物などの戦略作物の栽培について検討する。畑については、JAと協力しながら、人参やネギなどの特産品の栽培を継続し、消費者のニーズに合わせた作物を検討していく。現在の耕作者を把握しながら、離農する農家の農地を確実に引継ぎ、耕作放棄地とならないようにする。新規就農者の定着を地域として支援していく。としております。</p> <p>２ 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、現在の耕作者の営農意向を十分に把握し、担い手に限らず拡大志向のある方へ農地を集積する。農地の多面的機能を理解しながら、集落全員で農地を維持していく意識を持ち、耕作放棄地をこれ以上増やさないように、地域計画を更新していく。としております。</p> <p>担い手への集積に関する目標は、現状の集積率が23.15%、将来の目標とする集積率は80.34%です。目標値は、拡大志向の方を考慮した内容となっております。</p>

議長	<p>3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置</p> <p>(1) 農用地の集積, 集団化の取組として, 田は, 拡大志向のある方に集積していくため, 畦畔除去による区画拡大等, 耕作条件の改善を図る。畑は, 継続意向が強いことから, 現状維持とする。ただし, 耕作者が高齢であることから, 計画更新時に随時意向を把握する。としております。</p> <p>(2) 農地中間管理機構の活用方法は担い手の経営意向を踏まえ, 活用を検討する。</p> <p>(3) 基盤整備事業への取組は, 基盤整備をやったほうが良いという意見はあるものの, アンケート結果からみると少数であることから, その前段階として, 区画拡大についてどのような事業が活用可能か, 事業内容や要件, 費用を研究する。併せて, 整備後の担い手について検討していく。としております。</p> <p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組については, 新規就農者の定着を地域として支援する。また, 既存の農家が可能な限り営農できるようにする。としました。現在新規就農として営農した方を地域として支援する内容となっております。</p> <p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組は, 今後検討していくこととし, 検討中となっております。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧については, 個人の細かい内容となっておりますので説明は省略します。</p> <p>次に6 目標地図ですが, A3の図面になります。現段階での調査に基づき色付けしますと, 10年後の耕作者はこの目標地図のとおりとなります。今回話合いに参加していただいた下高野地区在住の方や, 保品地区の耕作者, 新規就農者など25経営体の意向の色分けとなります。</p> <p>図面中央の青色でまとまっている箇所は, 農地を貸したい人や, 離農予定の方の農地があり, 集積可能な箇所として色付けしてあります。青色部分は約4haで集約受け入れ可能面積が20haとなっております。また, 今回の協議の場では, 耕作者を誰にするかまでは決めきれなかったため, 話合いを継続しながら, 耕作者も決めていきたいと考えております。さらに区域外に在住の方にも, 意向を聴取しながら, 完成度を高めていく予定です。</p> <p>質疑を行います。          質疑ありませんか。          6番 立石巖委員どうぞ。</p>
----	--



立石巖委員	<p>6番 立石です。</p> <p>今後、集落外の方の参加も考えるとのことでしたが、その際には郵送で招集することになりますか。</p>
事務局	<p>下高野地区の場合、隣の上高野地区の方が耕作している面積が約3ha、それ以外の地区の方が耕作している面積が約6haあります。そういった方には郵送するしかないと考えています。</p>
立石巖委員	<p>私の担当する桑納地区では、集落外の方による耕作が多いです。そういった方は文書でのやり取りがメインになります。今後、更新をしていく中で良い手段があればと思いました。</p>
農政課職員	<p>下高野地区では、集落内の人による耕作が多かったため、台帳調査世帯を中心とした招集になりました。集落外の耕作者が多い地区については、参集範囲を改めて検討することになります。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>9番 今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>9番 今井です。</p> <p>離農予定等地図の中で、相続放棄の農地がありましたが、その部分を集約していく際には、どのような手続が必要になりますか。</p>
事務局	<p>相続財産管理人を立てて農地を購入することで、所有権を取得することができます。</p>
今井委員	<p>購入するということですが、今の時代だと借りるという選択ができれば良いと思います。管理人の費用もかかりますし、あまり現実的ではない気がします。</p>
事務局	<p>死亡者から借りることはできないので、購入する人を選ぶ必要はあります。費用面で課題はありますが、手続を踏めば集約が可能ということで集約予定地に入れております。</p>
今井委員	<p>全国的にも相続未登記の農地がかなりの面積あるようです。今後は、相続放棄の農地もさらに増えると思います。先ほどの説明のように、相続財産管理人を立て、購入する必要があると、費用もかかりますし、手間にな</p>

	<p>ると思います。もっと簡単な制度になるように、国に働きかけていく必要があると考えます。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 農政課は退室してください。ご苦労様でした。</p> <p>【農政課職員退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 議案第5号について、八千代市地域計画の策定に伴い、農業委員会として意見はありますか。</p> <p>【「意見なし」の声あり】</p>
議長	<p>続いて採決を行います。 議案第5号について、意見なしとして市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第5号については、意見なしとして市長へ回答することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 軽微な農地改良の届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>

次長	報告説明（1番及び2番）
議長	報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番及び2番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、八千代市農業委員会だより第52号の配付についての説明を、広報委員会の三栗谷推進委員から願います。
三栗谷推進委員	<p>広報委員の三栗谷です。</p> <p>皆さんのお手元にも配付していますが、農業委員会だより第52号が完成しましたので、皆さんに配付のお願いです。</p> <p>農業委員の皆さんには、担当地区の名簿と農業委員会だよりが入っている、黒い手提げ袋を配付していますので、同じ担当地区の推進委員の方とご相談のうえ、農家の皆さんへ配付をお願いします。</p> <p>名簿は、取扱いに十分注意しながら、配付する際の記録簿としてご利用ください。なお、名簿に郵送と記載されている方につきましては、配付していただく必要はありません。</p> <p>皆さんお忙しいとは思いますが、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、農業委員会だよりは、事務局のカウンターのほか、農協、農業交流センター、ふるさとステーションにも配架していただく予定ですので、ご承知おきください。</p> <p>最後になりますが、配付が終わりましたら、手提げ袋と名簿は、必ず事務局へご返却ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>委員の皆さんにおかれましては、農業委員会だよりの配付にご協力をお願いします。</p> <p>三栗谷推進委員ありがとうございました。</p>

議長	次に、環境審議会が先月21日に開催され、佐藤委員が出席されましたので、報告願います。
佐藤委員	佐藤です。 3月21日に環境審議会が開催されました。令和6年度に見直しを行う、「第3次環境保全計画」「八千代市脱炭素ロードマップ」について、昨年度の委員からの意見、パブリックコメントを踏まえた最終案を審議しました。まだ課題はありますが、とりあえずは発行し、随時見直していくことになりました。また、ゼロカーボンシティについて、さらに市民へ周知していくことを求めました。
議長	佐藤委員ありがとうございました。 その他、報告のある方はいますか。 黒崎委員どうぞ。
黒崎委員	黒崎です。 3月22日の市議会本議会におきまして、本市の農業振興に係る予算の確保を求める請願書に関しまして、全員に賛成いただきましたのでご報告します。
議長	黒崎委員ありがとうございました。 その他、報告のある方はいますか。  【「報告なし」の声あり】
議長	その他、報告はないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。
次長	連絡事項は全部で5点です。 ○活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について 5月7日（火）午後1時30分から 市役所旧館4階 第2委員会室 ○次回の現地調査について

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>4月24日(水)</p> <p>担当委員：立石巖委員，鈴木正範委員</p> <p>午後1時15分に事務局へ集合</p> <p>○農地台帳整備調査に対する謝金について</p> <p>○地域計画策定の地区について</p> <p>以上で令和6年第4回総会を閉会します。</p>
----------------------	--